

新旧対照表

(オンラインチャージサービスに関する特約)

2026年6月1日

改定後	改定前
<p>第1条（定義等）</p> <p>（5）「当社委託先の決済代行会社」とは、当社がクレジットチャージサービス及び銀行口座チャージサービスにおいて委託する決済代行会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（同社と契約をしているクレジット発行会社（外国にある会社を含みます。）及び銀行口座（外国にある会社を含みます。）をいいます。</p> <p>改定日：2025年12月16日 改定日：2026年6月1日</p> <p>（削除）</p>	<p>第1条（定義等）</p> <p>（5）「当社委託先の決済代行会社」とは、当社がクレジットチャージサービス及び銀行口座チャージサービスにおいて委託する決済代行会社である GMO ペイメントゲートウェイ株式会社及び株式会社ペイメントフォー（これらと契約をしているクレジット発行会社（外国にある会社を含みます。）及び銀行口座（外国にある会社を含みます。）をいいます。</p> <p>改定日：附則第1条の効力発生日</p> <p>附則</p> <p><u>第1条（効力発生日）</u></p> <p><u>本約款の改定は、令和7年12月1日以降の新機能を搭載したまちペイアプリのリリース日（別途告知）より効力を有するものとします。</u></p>